

記念講演

西ドイツの比較法学

西原 春 夫

ただ今所長からお話しがございましたように、三時からシュレーダー先生のご講演がございますので、私は前座というところで、一時間足らずの時間を西ドイツの比較法学ということでお話しさせて戴くわけですが、私がこの講演をお引き受けることになったのは、記念講演をなさるシュレーダー先生と専門を同じくすることと共に、比較の専任の研究員でなければならぬという理由からであります。

西ドイツの比較法学というテーマにつきましては、これまで非常に多くの方々からご紹介がありましたので、皆様既にご承知のところと考える次第ですが、しかし他面、日本における比較法あるいは比較法学の意義というものが最近非常に変わって来たと思います。恐らくこれは比較法研究所が創立された三〇年前の比ではないと言えるのではないかと思います。それは言うまでもなく日本の経済活動が飛躍的に国際化するにつれて、例えば外国法に抵触する日本人の個人あるいは日本の企業が段々多くなってきたし、また逆に日本法に抵触する外国の企業が段々増えてきた。そして、その傾向が今後ますます強くなって行くことが予想されます。そういったトラブルがますます多くなって

くることになりますと、そういったトラブルを正しく解決するためには、日本人にとっては外国法とか国際法の知識がいよいよ必要になって来ることになりますし、また外国人にとつても日本法の知識が非常に必要になって来ることを意味するわけであります。その場合、単に法律に関する情報を相互に伝え合うというだけではやはり足りないものであつて、そのような相互的な知識の習得のためには、比較法の目的とか方法といったようなことを明らかにする必要がありますし、また、資料収集とか情報交換の技術といったようなことを身につける必要性も増えてくるといえるのではないだろうか。さらには、もっと学問的にいって、自らの国の、例えば日本でいえば日本法の理念とか解釈原理を明らかにするための一つの手段として外国法や外国法学を研究する必要性もますます増えてきました。それは、外国と接触することが多くなつてくればくるほど日本法の解釈原理についても単に日本人の立場だけからではなく、日本にいる外国人の立場あるいは日本と関係をもっている外国人の立場をも考慮しながら日本法の解釈原理を考えて行くという必要性は増えてきたといえるのではないだろうか。恐らく、比較法研究所が創立された三〇年前はそういったことはほとんど考えられなかった。そのように考えてみますと、日本における比較法あるいは比較法学の意義というものが最近に至つて大変大きくなったといふことができます。

その点からいいますと、我が早稲田大学の比較法研究所は既に三〇年にわたる経験を積んでおりますので、その比較法研究所の活躍が大きく期待されることになるのであります。そういう時期にちょうど早稲田大学比較法研究所が創立三〇周年を迎えて、それを契機に改めて比較法学の原点に立ち返つて考える機会を得たといふことは大変幸いなことであつた、また、大変意義深いことであつたといふように考えられるわけであります。それは同時に西ドイツの比較法学を改めて取り上げる意義にも通じてくるのではないかというふうに考える次第であります。つまり、比較法

研究所として比較法学について改めてその原点に立ち返って考えるということは、同時に西ドイツの比較法学に改めて目を向けるということと重なってくるのではないか。

何故そのようなかといえますと、いくつか理由がありまして、第一には、ご承知のようにドイツという国は世界の中でも最も概念とか体系というものを重んじそれをしっかりと構築する国である。それはドイツにとって短所にもなっているけれども大変大きな長所でもあります。ところで、比較法というのは単なる事実的な作業に終わってしまいかねない傾向をもつ。つまり、他の国の法律を調べてそれを我が国の法律と比べてみるという事実的な比較に終始してしまいがちな傾向をもつものですので、比較法の学問的な意義とか、あるいは法律学の全体の体系の中における位置といったようなものをしっかりと把握するためには、西ドイツの比較法学というものは確かに参考になるのではないであらうか、他の国の比較法学以上に参考になるというのは、ドイツ人の思考方法がそういうものだからだと思ふからであります。それが、第一の理由であります。

さらに第二の理由としては、ドイツ、これは東ドイツについてもいえることでありますけれども、我が国よりもずっと早く、しかも我が国よりもずっと強い必要性に迫られて比較法をやらねばならなかった、そういう国であったということを経ることができると思います。それは何故かと申しますと、いうまでもないことですけれどもドイツという国がヨーロッパ大陸の多数の国と境を接して、以前から色々な経済活動やら政治的な交流を図ってきたということもあります。そういうところに位置しているのもこの理由の中に入ります。しかし、それだけではなくて、例えば後でお話しますけれども、一九世紀の中頃にドイツ帝国を統一しようという必要に迫られた。ご承知のようにドイツというのはかつてはローマ帝国からわかれて出来た一種の統一国家であったのですが、中世から近世に

かけてそれぞれのラントに細分されて、そのラントがそれぞれ独自の伝統を持ち、独自の特色を持ち、独自の法体系を持つようになってきた。そのようにして発達してきた。ところが一九世紀の中頃に至って、そういった各ラントを統合する統一国家を作る必要性が増してきたということから、当然統一的な法典を作るためには各ラントの法律を比較研究することがどうしても必要になってきた。どのラントの法律を帝国の法律にするかというようなことが問題になってくるわけですので、そういう形での、つまりドイツ帝国法内部での比較研究をやらなければならない必要がドイツでは強かった、こういうことはいえると思います。そのためにドイツは我が国よりも早い時期に、しかもその必要性が非常に高い状況の下に比較法を行ってきたという事情もあります。さらに、第二次世界大戦後ということで見ますと、EC、つまりヨーロッパ経済共同体というものを形成せざるを得ないいろいろな政治的経済的要因があったと思われます。西ドイツはいうまでもなくECの有力な一員でありまして、そういう観点から見ますとEC内部での外国法、例えば西ドイツからいえばフランスであるとか、オランダであるとか、イタリアであるとか、スイスであるとか、EC内の外国法にかかわる率が以前に比べて格段に増えてきました。そういう意味で、EC内部での比較法研究の必要性が非常に増えてきたということがいえるし、さらにまた、ECとしてできるだけ法律を統一しようという動きもあるので、そのECとしての統一法、つまり国家法を超えたEC法というものを形成していく努力の中で、一体どの国の法律を中心に考えていったら良いのかという観点からの比較法の必要も強くなってきたといえるのではないであらうか。そういう意味で、戦後においても我が国よりもっと強く比較法の必要に迫られているのが西ドイツの状況である。これが第二の理由であります。

それから、第三の理由として、周知のようにドイツ法というのは我が国の法学に大変強い影響を与えておりまし

て、以前に比べれば確かにドイツ以外の国の法律に重点をおく学者の数が増えてきたことはいうまでもありませんけれども、そしてそれは当然であり、それはそれで良いのですけれども、法律学の中の非常に多くの分野で、かつてのドイツ法学上の用語が日本語に訳されて、それがあたかも本来の日本語であるかのように使用されております。そのような意味も含めて、ドイツ法とかドイツ法学というものが我が国の学者にとって接近しやすい背景をなしている。これもまた第三の理由として数えてよいのではないであらうか。そう考えるわけであります。そのように考えてきまして、今の時点で、つまり日本のおかれた世界の立場との関係で改めて比較法学というものを注目し直す場合に、西ドイツの比較法学に改めて注目し直す意義はかなりあるのではないかと思われまゝ。もっとも、私に与えられた時間は一時間に限られておりますし、十分な準備もできませんでしたので、内容の濃いご報告を申し上げることはできません。しかし、このような動機をもって、私はこのテーマを選んだのであります。

西ドイツにおける立法的比較法

西ドイツの比較法学を考える場合、西ドイツにおける比較法学の歩みを追跡してみるとその本質がかなり浮き上がって来ると考えられますので、少し歴史をさかのぼってみたいと思います。何故比較法をやるかということとの関係で二つの流れがあるように思われます。

その第一は、立法的比較法とでも訳せばいいと思いますが、立法の準備作業の必要上行われる比較法という流れであります。立法的比較法 (Legislative Rechtsvergleichung) という流れであります。この立法的比較法の流れは、必ずしもドイツにおける「比較法学」の歴史とその時期を同じくするとは言えないにしても、西ドイツにおける「比較

法」の歴史とそれとはほぼ軌を同じくするといえると思います。ドイツで比較法という作業が行われるようになりしたのは、およそ一九世紀の半ば頃であります。先程申したように、ドイツでは近代的な性格をもつ統一的な、各ラントを包括するライヒの法典を作り上げるための編纂事業が行われている間に、立法的比較法が発達してまいりました。それ以前のドイツの法典編纂というのは、例えば有名な一七九四年のプロイセン一般ラント法とか、あるいは一八一一年のオーストリア一般民法典などに表れているように、他のラントの法律とか、いわんや諸外国の類似した法典との比較などはあまり行われておりません。それぞれのラントに妥当する慣習とか、自然法的な觀念に立脚して法律を作ったと見られております。

ところが、例えば一八六一年のドイツ普通商法典、これはすべてのラントに適用される法典を目指したために、例えばラインラントという州にはフランスの商法典がそれまでは適用されていたので、フランス商法典との比較をどうしてもせざるを得なくなりました。そういうところに典型的に現れているように、ライヒに属するすべてのラントの法律の比較研究を行う必要に迫られたし、また、ドイツはある意味でいうとヨーロッパの中で後進資本主義の国に属するという側面がありますので、当時経済活動においては先進国であったオランダの商法典を比較の対象に取り入れるということもあったようであります。これが、一八六一年のドイツ普通商法典であります。また一九〇〇年に制定されたドイツ民法典も、それまでかなりばらばらに適用されていた各ラントの諸法律の比較研究だけでなく、スイスとかオーストリアなどの近隣諸国の民法についてもかなり詳細な比較法的な調査研究を行ったうえで民法典を制定したといったようなことがあったようであります。

刑法の場合には、一八七一年のドイツ帝国刑法典は、ご承知のように一八五一年のプロシアの刑法典をほとんどそ

のまま採用しておりますので、その段階では、各ラントの刑法典との比較法的研究というものはあまり前提とされておりませんでした。しかし、やはり一八一〇年の例のコード・ナポレオンの一環としてのフランス刑法との比較はかなり行っていたようであります。

刑法ということになりますと、戦前戦後にかなり大規模な刑法全面改正作業が行われ、それが最近になってやっと実を結び、一九六九年以降順次全面改正が実施に移されることになったわけですが、戦前の改正作業の場合にも戦後の改正作業の場合にも非常に大規模な比較法的な調査研究が行われております。その刑法全面改正事業のための比較法的研究というのは、ドイツの比較法学全体の発達を大きく前進させる材料になったと思います。その歴史をあまり詳しく申し上げる暇はございませんが、戦前の比較法的準備作業は、かの有名なフランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt)、彼は近代学派の総帥といわれる人ですが、彼が中心になって行われたものであります。しかも、重要なことは、それが単にリストの一学者としての私的な研究活動として終ったのではなくて、司法省の委託を受けた公的な作業であったということです (『ドイツおよび外国刑法の比較法的敘述 Vergleichende Darstellung des Deutschen und ausländischen Strafrechts 一五巻』(一九〇五—一九〇九))。しかも、戦前のドイツの刑法改正作業は一九〇五年から始まったのでありますが、何故でしょうかそのころに比較法的な準備作業を行わなければならなかったかと申しますと、当時ドイツは既に産業革命を経て激烈な社会問題に悩んでおりました。その社会問題の中で、犯罪特に貧困な労働者層からの累犯の激増という問題に大変困っていた時期でありました。したがって、そういう時期には法というものを単に自然法、理性法というように理解したり、あるいは刑罰を単なる為された違法行為に対する応報としてとらえていただけではとても犯罪の予防はできない。したがって、この点についてはドイツだけでものを考えることができない

くなってしまつて、特に産業革命をドイツより早く経験した国の犯罪の状況とその対策の経験といったものに耳を傾けざるを得なかったということが大きな理由であつたと思うのであります。その意味で、刑法における戦前の比較法的な研究が新派刑法学の総帥によって指導されたというのは大変興味深い現象でございました。

それと似たような手続きが、戦後の刑法改正作業の際にもとられておりまして、戦後の刑法全面改正作業は一九五二年に再開されたのですが、改正作業に着手するにあつて司法省はフライブルクの外国国際刑法研究所に対してそのための準備作業としての比較法的研究調査を依頼しております（刑法改正資料第二巻、比較法的研究―総則―一九五四）、『各則―一九五五』。Materialien zur Strafrechtsreform 2. Bd., Rechtsvergleichende Arbeiten)。このような比較法的研究の成果は、例えば立法作業の中に確実に取り入れられているという面もありまして、その代表的なものとしては罰金制度があります。それまではドイツでは日本の罰金と同じように何マルク以下の罰金というのであつたのですが、西ドイツは日数罰金制度というものを採用し、罰金は日数で、つまり何日の罰金というような日数で示す。そして、罰金の日数は犯罪の重さを示すのに対して各人は経済状態が違ふのだから一日当たりの罰金額は経済状態に應じて違ふ、そのような罰金制度を導入いたしました。この罰金制度は、スカンジナビア諸国で既に行われておりまして、ドイツ側としましては、スカンジナビア諸国で行われている日数罰金制度の経験を十分に調査したうえで、その導入に踏み切つたということがございました。このようなことで、立法的比較法というものはドイツでは現実に法典編纂の中で成果を伴いながら発達して来たということが言えると思ひます。

西ドイツにおける学問的理論的比較法

ところで比較法の流れの中には、もう一つの流れがあります。それは一口で言うところ、学問的理論的比較法 (wissenschaftliche theoretische Rechtsvergleichung) とでもいふべき流れです。これは、単に立法の参考にするために外国法を研究するというだけでなく、自国の法律の解釈の原理であるとか、もっと広く、自国における正しい法 (richtiges Recht) を発見するために外国の法制度とか外国の法理論を比較研究するという作業の形をとって発展してまいりました。この学問的理論的比較法というのがいつ頃から始まってどのように発展したかと申しますと、先程説明をいたしました立法的比較法と必ずしも軌を一にしておりません。立法的比較法は今申し上げましたように一九世紀の半ば以降非常に広範に行われ続けてきたのですが、学問的理論的比較法というのは少し時期が後のほうになっております。もちろん、その頃から比較法の内容が単に外国の法典、条文を紹介するということからだんだんと条文と条文を比べるだけでなく、その条文の運用であるとか、さらにそのよってきたる文化的な背景ぐるみで比較するという方法が発達してまいりました。

そのような研究を代表するものとして最も有名なのは、一九世紀の前半から半ばにかけて行われたミッターマイヤー (Mittermaier) という人の一連の作品でありました。彼の目的は確かに刑事訴訟法の改正という立法的比較法の動機に出たものではありませんけれども、例えば口頭主義とか、公開主義とか、陪審制とか、証拠法のような刑事訴訟制度内部の個々の法領域、法形態を単に法律の条文のみでなくて、裁判上の運用の実態はもちろん、さらにはその後ろに隠された法の社会的政治的文化的背景との関連において厳密に比較し評価するというような手法がとられており

ます。それは外見的には単に外国の制度を紹介したという面もありますが、そのような制度がもし自国に実現した場合は法の理念はこういうものであり、法の解釈原理はこういうものであるという点まで研究が及んでおりまして、ミッターマイヤーの研究は、比較法を単なる外国法の研究、あるいは自国法と外国法の比較という領域から出まして、法律学の一分野に高める契機を与えるものであると評価されております。

このようなミッターマイヤーの比較法的研究が、学問的理論的比較法のいわば先駆的なものと考えられたのでありましたが、このような学問的理論的比較法がドイツの学問の中に一気呵成に定着したかというところではありませんで、まだまだ紆余曲折を経なければならなかったようであります。例えば一九世紀の前半に栄えた歴史法学派は、法というのは民族精神の所産と見る。本當をいいますと歴史法学派の場合には、法は民族精神の所産なんだという主張を検証するために、他の民族の場合にはこのような民族精神がこのような法となって現れている、別な民族の場合にはこういう民族精神がこういう法となって現れているというふうに、本来自分の説の正しさを検証するためには比較法的研究、しかも学問的理論的比較法研究というものが必要であったと思われるのでありますが、結果としてはどうであったかという、歴史法学派の学者はあまり比較法を重視しなかった。それは何故かという、歴史法学派の学者の人は「ドイツ民族の法としてのドイツ法」という観点を中心に据えたために、ドイツ民族の伝統とドイツ法の関係に重点を置いたので比較法が重視されなかったのではないかと思われるのであります。いわんや例えば概念法学や法実証主義といった主張の場合には、あまり比較法が重んぜられなかったのは当然のことでございます。

しかし、次第にドイツの経済活動が自国の範囲を出て他の国といよいよ深い関係を結ぶようになって来ました。そのことから、比較法そのものが学問研究の対象になる、つまり比較法というのが果たして法律学の一分野なのかとい

うことがだんだんと議論されるようになってまいりました。そういった傾向は、むしろドイツよりも先にフランスやイギリスの方に現れて来たのですが、それがやがてドイツにも及んでまいりまして、そうなりますと、ある種の行動、作業としての法比較 (Rechtsvergleichung) だけでなく、比較的観点からする法学 (vergleichende Rechtswissenschaft) というようなものが、法学あるいは社会科学の一分野としての位置付けを獲得してくるようになります。それが、どういう研究体制との関係でそのような比較法学というものが定着してきたか、あるいは比較法学が発達してきたかということについては、比較法学というものがどういう形態で行われているかということが関係いたしますので、次にそちらの方へ話を移ささせていただきたいと思います。

比較法的共同研究の形態

比較法的研究は、もちろん単独の学者によって行われることも多いのですが、複数人の協力関係によって展開される必要性がより高い。それは何故かと申しますと、やはり外国法の知識が単独の人ではなかなかとらえにくいところがあるからであります。したがって、比較法的研究というものを大規模に充実した形で発達させるためには、複数人の協力関係を作っていかなければならない。その複数人の協力関係による比較法研究を行っていくためには、何等かの組織や制度というものが必要になってくるのであります。そのようなものとしてはいくつかの形態が考えられるのであります。ドイツの法律学で一番最初に現れた形態は、学会組織とその学会による会議の開催という形です。もっともその比較法に関する学会組織という点では、ドイツよりむしろ先駆的役割を演じたのはフランスでありまして、世界最初の比較法学会というのはフランスにおいて設立された Société de législation comparée

(一八六九年)でありました。ドイツでは少し下って、一八九四年に初めて比較法を内容とする学会が設立されました。それは、比較法学経済学国際協会 (Internationale Vereinigung für vergleichende Rechtswissenschaft) でありまして、この協会はナチスが政権を取った一九三三年まで活動を続けてまいりました。そして、そこでいったん中絶しましたが、戦後一九五〇年に、以前の比較法学経済学国際協会の伝統を継ぐものとして出来たのがドイツ比較法学会 (Deutsche Gesellschaft für Rechtsvergleichung) であります。これは、実は必ずしもドイツだけのイニシアティブで作られたのではなくて、一九四九年にユネスコの勧誘に基づいて国際法学協会 (Association internationale des sciences juridiques) というのがパリに設立されました。そのような国際組織の下部組織つまりドイツ部会として、今申したいドイツ比較法学会が設立されたのが、一九五〇年でありました。この学会は現在も存続しており、その下に八つの分科会、つまり基礎研究、民法、公法、刑法などの八つの分科会をもっておりまして、それぞれ二年に一回会議を開催しております。

ドイツの場合は、オーストリアとスイスが同じドイツ語圏に属しておりますので、やがてこれらが共同で会議を行うようになります。例えば刑法の場合には、一九六三年からオーストリアと共同で会議を行うようになりました。学会としてはドイツ比較法学会、オーストリア比較法学会として独立はしているのですが、会議は合同で行うようになったのであります。現在ではスイスもまた合同の会議に参加しております、会場も西ドイツ、スイス、オーストリアの三国で持ち回りでやっているというような状況であります。

このように、比較法の分野ではドイツ比較法学会が学会の中心をなしておりますが、見ておきますと、各分野ごとの国際組織も非常に多いようでありますし、二国間の法律家協会といったものも非常に多く見受けられます。我が国

では二国間の法律家協会というものがまだあまりありませんし、必ずしも活動が活発ではないという側面がある。例えば日独法学会とか日米法学会というものはありますが、例えばアジア諸国との間の二国間法律家協会というようなものがまだ設立されていないのは残念なことであり、ごく近い将来をうたったものを作って活動する素地がもうできているのではないだろうか。早稲田というのは国際交流において比較的アジアを重視するという伝統を持っておりますので、この比較法研究所の活動の一つとして最初は分野別になるとは思いますが、アジア諸国との二国間あるいは三国間の国際的な比較法研究の方に歩を進めて行くべきではないだろうかという感想を私は持っております。

学会及び会議の運営というのが共同研究体制の第一の形態でありますが、第二の形態は研究所の設立ということでございます。そして、ドイツで初めてこの種の研究所が開かれたのは一九一六年のことでありまして、この時代に私法の領域における比較法学の発展に大変な役割を演じたエルンスト・ラベル(Ernst Rabel)という方がミュンヘン大学に設立した比較法研究所(Institut für Rechtsvergleichung)がドイツ最初の研究所でありました。これに刺激されて、第二次大戦終了までにキールとかハイデルベルクとかハンブルクとかブレスラウなどの大学に何等かの形の比較法研究を行う研究所が順次設立されました。第一次大戦後のワイマール期に設立された大規模な研究所として大変有名なのは、共にベルリンに設立されたカイザー・ウィルヘルム外国公法国際法研究所(Kaiser-Wilhelm-Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht)とカイザー・ウィルヘルム外国国際私法研究所(Kaiser-Wilhelm-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht)でありました。前者は一九二五年、後者は翌一九二六年の設立であって、両者ともにラベルのイニシアティブによるものでありました。刑法の分野では、一九世紀の末から二〇世紀の初めにかけて比較法的研究を刑法学や刑事立法に導入したフランツ・フォン・リストが一九一九年に亡くなり、その研究所

がコールラウシュ (Kohrausch) により引き継がれておりました。これが刑事学研究所 (Kriminalistisches Institut) であります。その一部門として比較法研究が行われておりました。そして、第一次大戦から第二次大戦の間その研究所で助手をしていたアドルフ・シホーネ (Adolf Schöbke) が第二次大戦前にフライブルク大学に移りまして、一九三八年にラベルの研究所などを模範として外国国際刑法研究所 (Institut für ausländisches und internationales Strafrecht) というものを設立いたしました。これはもちろん最初は研究所という名前ではなくて、ゼミナール (Seminar für……) という名前から発足いたしました。その後、先程申し述べたベルリンに設立された二つの研究所とこのフライブルクの刑法の研究所は順次マックス・プランク協会 (Max-Planck-Gesellschaft) の傘下に入って来まして、それぞれマックス・プランク外国公法国際法研究所 (Max-Planck-Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht) これはハイデルベルクにあります。それからマックス・プランク外国国際私法研究所 (Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht) これはハンブルクにあります。それから第三には、マックス・プランク外国国際刑法研究所、これはフライブルクにあります。その他に法律関係のマックス・プランク研究所としてはなお二つがございます。一つはフライブルクにあるヨーロッパ法制史研究所 (Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte) もう一つはミュンヘンにある外国国際特許法著作権法不正競争防止法研究所 (Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Patent, Urkunden- und Wettbewerbsrecht) であります。つまり現在法律関係については五つのマックス・プランク研究所がございます。それらは非常に高度な研究を行っております。いってみれば世界における比較法のメッカとも言えるべき評価を得ているほどであります。これが第二の形態であるということになります。

次に第三の形態であります。第三の形態は雑誌の編集ということでございます。世界ではじめて発刊された比較

法関係の雑誌は、一八二九年にドイツで発刊された外国法学立法評論 (Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes) であるといわれております。それはツマハリー (Zachrie) という学者が責任者で、協力者の中には先程紹介したミッターマイヤーなども名を連ねております。さらに一八七八年にはベルンヘフト (Bernhöft) とコーン (Cohn) の共同編集になる比較法学雑誌 (Zeitschrift für Rechtsvergleichung) が刊行されまして、これはドイツ比較法学の中心的な雑誌として今日まで刊行を続けております。公法の分野、私法の分野では、先程紹介しました、いまはマックス・プランク協会の傘下に入っております二つの研究所の編集になる外国公法国際法雑誌 (Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht) と外国国際私法雑誌 (Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht) が発刊されております。また刑法の場合には特別な雑誌は持っておりませんで、いわゆる全刑事法雑誌 (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft) の中に外国展望欄 (Auslandsrundschau) を設けているといった状況であります。

時間との関係で随分簡潔にお話しをいたしました。最後に共同研究方式の第四の形態として挙げなければならぬのは、各国学者の共同研究の成果としての単行本の発行でございます。これは各分野で非常に華々しく行われておりますけれども、例えば私が以前から関係しているフライブルクのマックス・プランク外国国際刑法研究所では、単独の著者による外国法の紹介あるいは刑事法上の特定問題の比較法的研究というものが単行本の叢書として次々に発刊されているばかりではなくて、数年に一度ずつ、研究所に勤務しているドイツ人研究者と、かつて研究所に滞在したことのある外国人研究者による共同研究の成果というものが刊行されております。私は、これまで幾つかのプロジェクトに参加いたしましたけれども、その中の一つを紹介いたしますと、罰金刑について参加したことがあります。

た。この罰金刑に例をとってみますと、これは二一カ国からの国別報告（日本は私が担当いたしました）と、それらを横断的に分析した比較法研究を含んでおりまして、全部で一三五八頁の大著が発刊されております（Jescheck-Grebing, *Die Geldstrafe im deutschen und ausländischen Recht*, 1978）。もう現在世界で罰金刑を研究しようという場合、それを見れば一目瞭然という成果が現れているわけであります。こういったものは、多数の外国人研究者が集まるマックス・プランク研究所でなければできない仕事であるという感を深くした次第であります。

そのようなことで、比較法の方法ということになると今申したような学会及び会議という形、さらに研究所、雑誌、単行本、そういったような研究方法がとられ、そのそれぞれが非常に多彩な成果を上げているということができようかと思う訳でございます。これらの点は、それぞれ、今後我が早稲田大学の比較法研究所がどういう分野で研究成果を上げて行くかということにとって大いに参考になるのではないか、こういうふうに拝察しておる次第であります。